

御前崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、御前崎市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、豊かな自然環境及び魅力ある景観を維持し、並びに災害の発生を防止し、もって良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に規定する太陽光、同項第2号に規定する風力及び同項第5号に規定するバイオマスをエネルギー源とする設備及びその附属設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電事業 市内において再生可能エネルギー発電設備の設置（設置するために行う樹木の伐採、土地の造成等による地形の変更を含む。）及び当該設備による発電を行う事業をいう。
- (3) 事業者 再生可能エネルギー発電事業を行う者をいう。
- (4) 事業区域 再生可能エネルギー発電事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に再生可能エネルギー発電事業を行う土地を含む。）をいう。
- (5) 近隣関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 事業区域に隣接する土地について、所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者
 - イ 事業区域に隣接する土地に存する建築物について、所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
 - ウ 事業区域の全部又は一部を含む町内会
 - エ 再生可能エネルギー発電事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業その他の事業を営む者で組織する団体
 - オ その他これらの者と同程度の影響を受けると市長が認めるもの

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、関係法令等を遵守し、良好な生活環境の保全に十分配慮するとともに、近隣関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。

(土地所有者の責務)

第5条 事業区域に係る土地の所有者は、第1条の目的を達成するため、良好な生活環境の保全に十分配慮するとともに、当該土地を適正に管理するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、第1条の目的を達成するため、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めるものとする。

(抑制区域)

第7条 市長は、次に掲げる区域のうち特に必要があると認められるものを、再生可能エネルギー発電事業を抑制する区域（以下「抑制区域」という。）として指定することができる。

- (1) 豊かな自然環境、優良な農地及び良好な森林環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域
- (2) 地域を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれている区域
- (3) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域
- (4) 歴史的又は郷土的な特色を有している区域
- (5) 生活環境の保全上支障が生じるおそれがある区域

2 前項の抑制区域は、規則で定める。

(適用事業)

第8条 この条例を適用する事業は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 太陽光又はバイオマスエネルギー源とする再生可能エネルギー発電事業のうち、事業区域の面積が1,000平方メートル以上のもの
- (2) 風力をエネルギー源とする再生可能エネルギー発電事業

2 前項の規定にかかわらず、建築物の屋根又は屋上に再生可能エネルギー発電設備を設置するものについては、この条例は適用しない。

(近隣関係者への周知)

第9条 事業者は、次条第1項、第2項又は第12条の規定による届出をする前に、あらかじめ近隣関係者に対し、事業計画の内容について周知を図らなければならない。

2 事業者は、前項の周知を行うに当たっては、当該事業計画の内容について理解が得られるよう努めなければならない。

(届出)

第10条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を実施しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該事業に係る事項を市長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該変更に係る事項を市長に届け出なければならない。

(同意)

第11条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を実施しようとするとき、又は前条第2項の当該届出に係る事項に変更をしようとするときは、市長の同意を得なければならない。

い。

2 市長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置するときは、同意しないものとする。ただし、市長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるものにあつてはこの限りでない。

3 市長は、同意の際、この条例の目的を達成するために必要な条件を付することができる。
(再生可能エネルギー発電事業の承継)

第12条 事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、承継した日から起算して14日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

(再生可能エネルギー発電事業の廃止)

第13条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を廃止したときは、関係法令に基づき、再生可能エネルギー発電設備を速やかに撤去するとともに、自らの責任において適正に処分しなければならない。

2 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の撤去が完了したときは、撤去が完了した日から起算して14日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

(報告及び立入調査)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提供を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、当該事業に関する事項について調査を行うことができる。

(指導、助言及び勧告)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(1) 第10条第1項又は第2項に規定する届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第11条第1項に規定する同意を得ずに再生可能エネルギー発電事業に着手したとき。

(3) 第12条又は第13条第2項に規定する届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 前条に規定する報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同条に規定する立入調査を拒み、若しくは妨げ、質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(5) 前項に規定する指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(公表)

第16条 市長は、前条第2項に規定する勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表を行うときは、あらかじめ事業者に対してその理由を

通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施される再生可能エネルギー発電事業について適用する。

(準備行為)

3 第11条第1項の規定による同意を得ようとする者は、施行日前においても、第10条の規定の例により、必要な手続その他の行為を行うことができる。